3の規定に関する注釈

(b)に掲げる機関による物品及びサービスの調達について、(a)に定める基準額を適用する。

4　運送における運転上の安全に関連する物品及びサービスの調達

運送における運転上の安全に関連する物品及びサービスの調達に関し、政府調達協定附属書Ⅰの日本国の付表2に掲げる機関による調達であって、同付表に関する注釈4の規定の適用を受けるもの及び同附属書の日本国の付表3に掲げる機関による調達であって、同付表に関する注釈3の注aの規定の適用を受けるもの（北海道旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、四国旅客鉄道株式会社及び東京地下鉄株式会社）については、英国の供給者に開放される。

この4の規定の適用上、政府調達協定附属書Ⅰの日本国の付表2に掲げる機関による調達についての基準額は、同付表に定める基準額とし、第一文に規定する五の機関による物品及びサービス（建設サービス及び建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスを除く。）の調達についての基準額は、四十万特別引出権とする。

5　サービス

第十章の規定は、政府調達協定附属書Ⅰの日本国の付表5に掲げるサービスに加え、ＣＰＣによって特定される次に掲げるサービスについて適用する。

(a)　政府調達協定附属書Ⅰの日本国の付表1に掲げる機関による調達については、次に掲げるサービス

七五四　電気通信に関連するサービス
八一二　保険（再保険を含む。）及び年金基金サービス（強制加入の社会保障サービスを除く。）
八七二〇一　管理職あっせんサービス
八七二〇二　事務補助従事者その他の労働者あっせんサービス
八七二〇四　家事手伝い提供サービス
八七二〇五　その他の商業又は工業労働者提供サービス
八七二〇六　看護師提供サービス
八七二〇九　その他の人材提供サービス
八七五〇一　肖像写真サービス
八七五〇二　広告及び関連する写真サービス
八七五〇三　行事の写真サービス
八七五〇五　写真加工サービス
八七五〇六　映像加工サービス（映画及びテレビ産業に関連しないもの）
八七五〇七　写真の修復、複写及び修正サービス
八七五〇九　その他の写真サービス
八七九〇一　信用調査サービス
八七九〇二　回収代行サービス
八七九〇三　電話対応サービス
八七九〇五　翻訳及び通訳サービス
八七九〇六　郵送リスト作成及び郵送サービス
八七九〇七　専門デザイン・サービス

(b)　政府調達協定附属書Ⅰの日本国の付表2に掲げる機関及び熊本市による調達については、次に掲げるサービス

六四三　飲料提供サービス
八三一〇六から八三一〇八まで　農業用機器（運転者を伴わないもの）の賃貸サービス
八三二〇三　家具その他家庭用の器具の賃貸サービス
八三二〇四　娯楽用品の賃貸サービス
八三二〇九　その他の個人用品又は家庭用品の賃貸サービス
八六五〇一　一般経営に関する相談サービス
八六五〇二　財務管理に関する相談サービス（事業税に関するものを除く。）
八六五〇三　マーケティング管理に関する相談サービス
八六五〇四　人材管理に関する相談サービス
八六五〇五　生産管理に関する相談サービス
八六五〇九　その他の経営相談サービス

附属書十四―Ａ　地理的表示に関する両締約国の法令

第一編　英国の法令

二千十四年二月二十六日の欧州議会及び閣僚理事会の規則（ＥＵ）第二五一・二〇一四号（香味付けぶどう酒産品の定義、説明、提示、ラベル等による表示及び地理的表示の保護に関する規則であって、閣僚理事会規則（ＥＥＣ）第一六〇一・九一号を廃止するもの）

二千十三年十二月十七日の欧州議会及び閣僚理事会の規則（ＥＵ）第一三〇八・二〇一三号（農産品についての市場の共通体系について定め、並びに閣僚理事会規則（ＥＥＣ）第九二二・七二号、閣僚理事会規則（ＥＥＣ）第二三四・七九号、閣僚理事会規則（ＥＣ）第一〇三七・二〇〇一号及び閣僚理事会規則（ＥＣ）第一二三四・二〇〇七号を廃止するもの）

二千十二年十一月二十一日の欧州議会及び閣僚理事会の規則（ＥＵ）第一一五一・二〇一二号（農産品及び食料品の品質に係る制度に関するもの）

二千十九年四月十七日の欧州議会及び閣僚理事会の規則（ＥＵ）第二〇一九・七八七号（蒸留酒飲料の定義、説明、提示及びラベル等による表示、その他の食料品の提示及びラベル等による表示における蒸留酒飲料の名称の使用、蒸留酒飲料の地理的表示の保護並びにアルコール飲料における農産品由来のエチルアルコール及び蒸留液の使用に関する規則であって、閣僚理事会規則（ＥＣ）第一一〇・二〇〇八号を廃止するもの）

第二編　日本国の法令

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第七号）及び同法に基づいて告示された酒類の地理的表示に関する表示基準を定める件（平成二十七年国税庁告示第十九号）

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成二十六年法律第八十四号）

附属書十四―Ｂ　地理的表示の表（注1、注2）

注1　地理的表示が「Irish Whiskey/Uisce Beatha Eireannach/Irish Whisky」のように表示されている場合には、これらの名称が共に又はそれぞれの名称が単独で使用され得る。

注2　一方の締約国におけるこの附属書に掲げる他方の締約国の地理的表示の保護は、一方の締約国の国内手続の完了を条件とする。両締約国は、両締約国の国内手続が完了し、並びに各締約国が他方の締約国の国内手続が完了し、及び第十四章第Ｂ節第三款の規定に従って地理的表示が保護されることとなるとの通報を受領するまで、他方の締約国の地理的表示を保護する義務を負わない。この注の規定は、この協定の効力発生の日の時点でこの附属書に掲げられている地理的表示についてのみ適用する。

第一編　農産品の地理的表示

第Ａ節　英国（注）

注　この節に掲げる農産品は、二千十二年十一月二十一日の欧州議会及び閣僚理事会の規則（ＥＵ）第一一五一・二〇一二号（農産品及び食料品の品質に係る制度に関するもの）に従って分類されている。

保護される名称	日本語表記（参考情報）	商品の分類及び概要［角括弧内は参考情報］
Scottish Farmed Salmon	スコティッシュ・ファームド・サーモン	生鮮の魚、軟体動物及び甲殻類並びにこれらを原料とする産品［さけ］
West Country farmhouse Cheddar cheese（注）	ウエスト・カントリー・ファームハウス・チェダー・チーズ	チーズ［牛乳のハードチーズ］
White Stilton cheese/Blue Stilton cheese	ホワイト・スティルトン・チーズ／ブルー・スティルトン・チーズ	チーズ［牛乳のチーズ］

注　複数の要素から構成される地理的表示「West Country farmhouse Cheddar cheese」の個別の要素「cheddar」の保護は、求められない。